（福岡財務支局理財部次長）　財務事務官　廣松　正治
福岡財務支局局付を命ずる
（日本たばこ産業株式会社財務副責任者）　小西　昭
財務事務官に任命する
大臣官房付を命ずる
名古屋税関長を命ずる
（名古屋税関総務部長兼名古屋税関長心得）　財務事務官　今野　孝一
名古屋税関長心得兼務を免ずる（以上四月一日）

## 特許庁

（審判部審判長）　経済産業技官　関口　剛
（同）同　田良島　潔
（同）同　橋本　武
（同）同　西川　和子
国家公務員法第八一条の二第一項の規定により平成二十三年三月三十一日限り定年退職（各通）
（同）同　赤木　啓二
（同）同　河口　雅英
辞職を承認する（各通）（以上三月三十一日）
（審判部審判長）　経済産業技官　井岡　賢一
（同）同　伊波　猛
（同）同　佐藤　達夫
（同）同　深澤　幹朗
（同）同　寺本　光生
（同）同　山本　春樹
（審査業務部方式審査課長）　経済産業事務官　畔上　淳
辞職を承認する（各通）
（裁判所調査官）　新海　岳
（同）　齋藤　恭一
経済産業技官（審判部審判長）に採用する（各通）
（審査業務部審査官（食品））　経済産業事務官　大橋　信彦
審査業務部商標審査長（化学・食品）に昇任させる
（審査業務部商標審査長（雑貨繊維））同　寺光　幸子
審査業務部商標審査長（機械）に配置換する
（審査業務部商標審査長（化学・食品））同　村上　照美
審査業務部商標審査長（雑貨繊維）に配置換する
（審査業務部商標審査長（機械））同　林　栄二
審査業務部商標審査長（産業役務・一般役務）に配置換する
（審査業務部意匠審査長（産業機器））　経済産業技官　本多　誠一
審査業務部意匠課長に配置換する
（審査業務部意匠審査長（民生機器））同　原田　雅美
審査業務部意匠審査長（産業機器）に配置換する
（審査業務部審査官（産業機器（電気電子機械器具及び通信機械器具））同　木村　恭子
審査業務部意匠審査長（民生機器）に昇任させる
（特許審査第一部審査官（計測（距離・電気測定）））同　小林　紀史
特許審査第一部審査長（事務機器・材料分析）に昇任させる
（特許審査第一部審査官（自動制御（電動機制御）））同　平岩　正一
特許審査第一部審査長（繊維包装機械）に昇任させる
（審判部審判官）同　久保　竜一
特許審査第二部審査長（福祉・サービス機器）に昇任させる
（特許審査第三部審査官（医療（医薬化合物）））同　冨士　良宏
特許審査第三部審査長（プラスチック工学）に昇任させる
（特許審査第四部審査官（映像システム（テレビジョン）））同　仲間　晃
特許審査第四部審査長（電話通信）に昇任させる
（審査業務部商標審査長（産業役務・一般役務））経済産業事務官　関根　文昭
（特許審査第一部審査長（事務機器・材料分析））経済産業技官　鈴野　幹夫
（特許審査第二部審査長（福祉・サービス機器））同　田村　嘉章
（特許審査第一部審査長（繊維包装機械））同　中村　達之
（特許審査第三部審査長（プラスチック工学））同　田口　昌浩
（特許審査第四部審査長（電話通信））同　田中　庸介
（審査業務部意匠課長）同　川崎　芳孝
（審判部審判長に配置換する（各通）
（特許審査第三部審査監理官（金属電気化学））同　井上　雅博
（特許審査第三部審査監理官（環境化学））同　新居田知生
（特許審査第四部審査監理官（情報記録））同　藏野　雅昭
（審判部審判官）同　酒井　福造
審判部審判長に昇任させる（各通）
（審査業務部国際出願課長）　経済産業事務官　青木　愛司
審査業務部方式審査課長に配置換する（以上四月一日）

## 最高裁判所

最高裁判所事務総局経理局管理課長　岩佐　秀隆
広島高等裁判所民事首席書記官　西村　章
広島高等裁判所刑事首席書記官　松下　由昭
岡山地方裁判所事務局長　妹尾　次男
山口家庭裁判所事務局長　木村　雅子
長崎家庭裁判所事務局長　吉野　幸雄
仙台高等裁判所民事首席書記官　志村源司郎
福島家庭裁判所事務局長　村川　千春
札幌高等裁判所民事首席書記官　高橋　雅和
札幌高等裁判所刑事首席書記官　空井　克憲
札幌地方裁判所事務局長　矢野　哲郎
旭川家庭裁判所事務局長　相原　俊二
函館家庭裁判所事務局長　加藤　豊
高松地方裁判所事務局長　坂本都司夫
高知地方裁判所事務局長兼高知家庭裁判所事務局長　中村　幸一
定年退職（各通）（三月三十一日）

# 官庁報告

## 法務

### 公証人任免

小松平内は公証人に任命され、宮崎地方法務局所属元公証人森林稔の後任を命ぜられた。（三月二十八日）
東京法務局所属公証人奥山興悦は願により公証人を免ぜられた。
大渕敏和は公証人に任命され、東京法務局所属公証人奥山興悦の後任を命ぜられた。（以上三月二十九日）（法務省）

## 国家試験

### 東日本大震災の被災地域等の受験希望者に対する平成23年度国家公務員採用Ⅰ種試験の受験手続に関する特例の公告

人事院規則８―18第17条及び第19条の規定に基づき、平成23年度国家公務員採用Ⅰ種試験の受験手続の特例について次のように告知する。
平成23年4月6日
人事院事務総長　吉田　耕三
1　受験手続の特例を実施する試験の名称　平成23年度国家公務員採用Ⅰ種試験
2　受験手続の特例の対象者　東日本大震災の被災地域等の受験希望者で、平成23年4月1日付け「平成23年度国家公務員採用Ⅰ種試験公告」（以下「公告」という）10(1)②、③、10(2)①及び②に定めるところによる申込みに特段の支障が生じている者
3　受験手続の特例の方法
(1)　簡便な申込方法　公告10(1)②及び公告10(2)①にかかわらず、被災地域等の状況により、申込受付期間中の郵送、持参及びインターネットによる申込みに支障があると認められる者について、人事院事務総長が指定する簡便な方法による申込みを認める。
(2)　申込受付期間の延長　公告10(1)③及び公告10(2)②にかかわらず、被災地域等の状況により、通信機器が利用できる状況にないなど申込みに特段の支障があると認められる者について、申込受付期間の１週間の延長を認める。
4　その他
(1)　受験手続の特例に関する相談等に応じるため、人事院事務総局に被災者等受験相談ホットラインを設ける。
(2)　受験手続の特例について、人事院のホームページ等に掲載する。
(3)　被災地域等の受験申込者で、５月１日(日)の第１次試験を受験できないことがやむを得ないと認められる者がいる場合については、第１次試験の再実施を予定している。